

◎固定資産税における償却資産とは

会社や個人で工場や商店などを経営しておられる方が、その事業のために用いることのできる資産（土地及び家屋以外）で、その減価償却額又は減価償却費が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上、損金又は必要な経費に算入される性格のものを償却資産といたします。

償却資産の所有者は、地方税法383条の規定により毎年1月31日（本年は2月1日）までに1月1日（賦課期日）現在における償却資産の所有状況について、必要な事項をその所在する市町村長に申告する義務があります。例えば次のようなものが対象となります。

1. 構築物 (建物付属設備を含む)	煙突、水槽、舗装路面、門塀、庭園、ネオン塔、ネットフェンス、緑化施設、受変電設備、中央監視制御装置、特定の生産又は業務用の設備、屋外の給排水設備等
2. 機械及び装置	工作機械、織機、印刷機械、各種産業用機械及び装置、太陽光発電設備、ブルドーザー・パワーショベル等の建設機械に該当する大型特殊自動車（ナンバープレートの分類番号：「0」「00～09及び000から099」）等
3. 船舶	ボート、釣船、漁船、遊覧船等
4. 航空機	飛行機、ヘリコプター、グライダー等
5. 車両及び運搬具	フォークリフト等の大型特殊自動車（ナンバープレートの分類番号：「9」「90～99」「900～999」）、台車等 (自動車税、または軽自動車税が課されるものを除く)
6. 工具、器具 および備品	切削工具、作業工具、机、椅子、応接セット、陳列ケース、テレビ、ルームエアコン、冷蔵庫、自動販売機、測定機器、計算機、看板、金庫、理容・美容機器、医療機器、娯楽スポーツ機器等

◎申告が必要な資産

令和3年1月1日現在において、事業の用に供することができる資産ですが、次のような資産も事業の用に供することができる状態であれば申告が必要です。

- ・建設仮勘定で経理されている資産
- ・決算期以降1月1日までに取得された資産で、まだ固定資産勘定に計上されていない資産
- ・簿外資産（帳簿には記載されていない資産で、現に所有している資産）
- ・遊休・未稼働資産（1月1日現在稼働していないが、事業の用に供することができ、かつ、必要なときすぐに稼働させることができる資産）
- ・償却済資産（償却可能限度額まで減価償却が終わり、備忘価格のみ帳簿に計上されている資産）
- ・赤字決算等のため減価償却を行っていない資産であっても、本来減価償却可能な資産
- ・資産の所有者が、他の者に貸し付けて、事業のために供している資産
- ・改良費（資本的支出として資産計上されたものは、本体とは別の新たな資産となります）
- ・企業等がその社員のために設置している福利厚生施設（医療用施設、食堂施設、寮・社宅、娯楽施設、保養所等）内にある備品など間接的に事業の用に供されている資産
- ・美術品（書画・骨董等）（時の経過により価値が減少しないことが明らかなものを除いて取得価格が100万円未満のもの）

◎リース資産

平成19年度税制改正およびリース取引に係る会計基準の変更により、ファイナンス・リース取引のうち、所有権移転外ファイナンス・リース取引が、税務会計上売買取引として扱われることになりましたが、固定資産税（償却資産）においては、従来どおり原則としてリース会社等資産の貸主（所有者）が当該資産を申告する必要があります。ただし所有権留保付割賦販売は、原則として貸借人（買主）が申告してください。

◎申告が不要な資産

- ・自動車税、軽自動車税の課税対象となるもの（小型特殊自動車は軽自動車）
 - ・無形固定資産（例：ソフトウェア、特許権、商標権、電話加入権）
 - ・たな卸資産（商品、製品、半製品、原材料、仕掛品等）
 - ・耐用年数1年未満の資産
 - ・美術品（書画、骨董等）で歴史的価値を有し代替性のないもの
（複製品のようなもので、単に装飾目的のみに使用されているものは申告の対象）
 - ・取得価格が10万円未満で、一時に損金に算入されている資産（※）
 - ・取得価格が20万円未満で、一括して3年間で償却する減価償却資産（※）
- （※）取得価格が同じであっても、償却資産の申告が必要かどうかは会計処理（償却方法）の選択により異なります。下の表で○のついた資産は申告が必要となりますのでご注意ください。

	10万円未満	10万円以上 20万円未満	20万円以上 30万円未満	30万円以上
一時損金算入	×			
3年一括償却	×	×		
中小企業特例	○	○	○	
個別減価償却	○	○	○	○

（○：申告対象、×：申告対象外）

◎非課税・課税標準の特例について

地方税法第348条および同法附則第14条に規定する一定の要件を備える償却資産については、固定資産税が課税されません。

また地方税法第349条3および同法附則第15条に規定する一定の要件を備える償却資産（変電および送電施設、ガス事業製造供給施設、無公害化生産設備等の設備等）に対しては、課税標準の特例が認められています。これらの資産については、種類別明細書に該当条項を明記するとともに、内容が明確な資料を提出してください。

そして、令和3年度分に限り、要件を満たす中小事業者は特例適用申告書等必要書類一式を償却資産申告書と併せて提出することで、新型コロナウイルス感染症等に係る中小事業者等の家屋及び償却資産に対する固定資産税の課税標準の特例を受けることが可能となっています。

◎国税資料等の閲覧について

地方税法第354条の2の規定により、所得税または法人税に関する書類について閲覧を行うことができます。閲覧した書類の内容と甲賀市への申告内容に差異が見受けられた場合は個別に確認させていただきますので、ご協力をお願いいたします。なお、調査結果により賦課決定を行いますので、あらかじめご了承ください。

◎実地調査について

地方税法第353条及び408条の規定により、実地調査や帳簿書類等の調査を行うことがありますので、その際はご協力をお願いいたします。実地調査に伴って修正申告をお願いすることもあります。現年度だけでなく5年度分まで遡及して修正しますのでご了承ください。

◎過年度取得資産について

また令和3年度申告書の「前年中に取得したもの（ハ）」欄に、過年度に新品又は中古取得された資産が含まれている場合は、併せて該当する年度の修正申告の提出をお願いいたします。実地調査と同様、5年度分まで遡及して修正いただくこととなります。過年度の修正申告の提出がない場合は、当年度の申告書を基に修正させていただきます。

※過年度分について追加課税となった場合は、通常の納期とは異なり、納期は1回となります。